

和歌山県医師少数区域等勤務医支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により、厚生労働大臣が、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有するものであることの認定を行うことになったことを受け、当該認定を受けた医師に対して、医師少数区域等での勤務を促すことにより、医師偏在の解消を図ることを目的に予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、次の各号に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

- (1) 和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）
- (2) 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱（平成23年3月31日厚生労働省発医政0331第31号厚生労働事務次官通知「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金の国庫補助について」別添）
- (3) 認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業実施要綱（令和2年7月9日付け医政発0709第4号厚生労働省医政局長通知「認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業の実施について」別紙）

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援の対象となる認定医師 法第5条の2第1項に基づく認定を受けた医師のうち、原則として同一の医師少数区域等所在病院又は診療所に週32時間以上（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週30時間以上）勤務するもの
- (2) 医師少数区域等 法第30条の4第6項に規定する区域及び同条第2項第14号に規定する区域
- (3) 補助事業者 医師少数区域等に所在する病院又は診療所を開設する市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が適当と認める者

(対象経費、補助率及び補助金の額)

第3 この補助金は、補助事業者が支援の対象となる認定医師に対し負担する次項に掲げる経費を交付の対象とする。

- 2 補助金の種目、基準額、対象経費及び補助率は別表のとおりとする。
- 3 補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない

方の額に、別表の第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金の交付申請等)

第 4 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、別に定める日までに知事に提出するものとする。

なお、必要に応じ、他に参考となるべき資料の提出を求める場合がある。

- (1) 経費所要額調書（別記第 1 号様式）
- (2) 事業計画書（別記第 2 号様式）
- (3) 役員名簿（補助事業者が法人の場合に限る。）
- (4) 歳入歳出予算書の抄本（別記第 3 号様式）
- (5) 法第 5 条の 2 第 2 項に規定する認定証明書の写し

2 補助金等交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第 5 補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更（当該事業費の額の 30 パーセント以下の増減を除く。）を要する場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合

2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らねばならない。

4 前項の財産は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。この項において「厚生労働省告示」という。）別表に定める処分制限期間に相当する期間内（厚生労働省告示に定めのない財産については、これに準ずると認められる期間内）において、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

5 前項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

6 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、補助金の収支に関する

帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの書類及び帳簿類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(実績報告)

第6 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了したときは、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

なお、必要に応じ、他に参考となるべき資料の提出を求める場合がある。

- (1) 経費所要額精算調書（別記第4号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第5号様式）
- (3) 役員名簿（補助事業者が法人の場合に限る。）
- (4) 歳入歳出決算書（見込額）の抄本（別記第6号様式）
- (5) 負担した経費の内容と金額等がわかる書類の写し

(消費税等仕入控除税額)

第7 第4の第2項ただし書きの規定により、消費税及び地方消費税を含めて申請した場合は、第6に規定する実績報告を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

2 実績報告提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額を別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月4日から施行する。
- 2 令和5年度の補助金における第3第1項の規定については、令和5年4月1日以降の経費について適用する。

別表（第3関係）

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
研修受講経費	支援の対象となる認定医師 1 人 当たり次により算出された額 (1)研修受講料 10,000 円×勤務月数 (2)旅費 県内 2,000 円×勤務月数 県外 12,000 円×勤務月数	医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料及び旅費	2 分の 1 以内
専門書購入経費	支援の対象となる認定医師 1 人 当たり 54,000 円	医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費（支援の対象となる医師のために必要となる図書を病院又は診療所が購入する場合を含む）	
他病院勤務経費	支援の対象となる認定医師 1 人 当たり 県内 4,000 円×勤務月数 県外 24,000 円×勤務月数	専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費	